

平成30年度弘前市たばこの健康被害防止対策協議会会議録（要旨）	
日 時	平成31年3月26日（火） 13時～14時10分
開催場所	弘前図書館2階視聴覚室
出席者	<p>委員：中路重之委員（会長）、鳴海晃委員、前田淳彦委員、上谷眞一委員、小山内康晴委員（会長職務代理者）、今与視博委員、福土圭介委員、山中朋子委員、瓜田浩委員〔9名〕</p> <p>（欠席）中畑範彦委員、木村清榮委員、中村伸子委員</p> <p>弘前市：外川健康福祉部長、一戸健康づくり推進課長、工藤参事、山内課長補佐、工藤課長補佐、佐藤総括主査、長尾主査、舘山主査、奈良保健師〔9名〕</p>
開催形態	公開（傍聴者5名）
次第	<p><b>1 開会</b></p> <p><b>2 議題</b></p> <p>（1）市民の健康づくりに関するアンケート集計結果報告について</p> <p>（2）「弘前市たばこの健康被害防止対策行動計画」進捗状況について</p> <p>（3）その他</p> <p><b>3 閉会</b></p>
主な内容	<p>《開会》</p> <p><b>1 開会</b></p> <p><b>2 議題</b></p> <p>（1）市民の健康づくりに関するアンケート集計結果報告について：事務局説明 （中路会長）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙率が大幅下がっているが、どう評価しているか。</li> </ul> <p>（事務局）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康に関してのアンケートということで、健康意識が高い方の回答が多いのではという事も考えなければならないと思っている。</li> </ul> <p>（鳴海委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケートをやっていただくのは非常にありがたい。是非このまま続けていただきたい。</li> <li>・アンケートでは喫煙率は減少してきているが、30代から50代の喫煙率がかなり高い。私が実施している小学校でのたばこに関する教室で、児童に対し、家庭の中で親がたばこを吸っているかアンケートをとっている。前は6割くらいが吸っていると回答があったが、今は4割～4割5分程度。下がってはいるものの半分近くはまだ吸っているということ。子ども達への影響が高いこの世代の喫煙が多いというのは大きい問題。東京都では家庭の中での喫煙を防止する条例を作っている。条例まで行くのは難しいかもしれないが、弘前市においてもぜひ子供たちを守るために、考えてもらいたい。</li> </ul>

(中路会長)

- ・この喫煙率の数字をそのまま受け取ると、全国値よりもいいのではないかと思ってしまうが、ただ、鳴海委員おっしゃるように、小中学校で子どもたちに「お父さんお母さんたばこを吸っていますか？」と聞いたときに、かなりこの数値を上回るはず。それがどういうことを示しているのかは詳しく調べないとわからないが、いずれにしても今回のアンケートでは昨年に比べ喫煙率が下がっているということは分かった。ほかにご意見はないか。

(山中委員)

- ・アンケートの回収率についてだが、年代によって回収率にかなり差はあるか。

(事務局)

- ・年代によって差はみられる。

(中路会長)

- ・アンケートは回収率が重要となる。非常に難しいところである。ほかにご意見はないか。

(鳴海委員)

- ・指針の認知度が依然として低いということが非常に残念。もう少し周知するような対策をとっていければという風に思う。

(事務局)

- ・広報、市HPでの周知のほか、平成29年度からは健康と福祉ごよみへ掲載している。そのほか出前講座や、健やか企業を訪問した際には必ず指針の説明している。

(中路会長)

- ・例えば「全国で〇番目に指針を策定しました。」とか、もう少しインパクトのある見せ方に工夫する必要があるかもしれない。

## (2) 「弘前市たばこの健康被害防止対策行動計画」進捗状況について：事務局説明

(中路会長)

- ・この資料で私が一番驚いたのが、育児期間中の母親の喫煙率が8%を超えている、1割近いという事。これまでは喫煙している保護者のみに指導しているということであるが、うその申告をしている保護者もないとも限らないので、すべての保護者に対してというのは良い取組かと思う。

(山中委員)

- ・育児期間中の再喫煙も問題であると考えているが、再喫煙のきっかけについてわかれば対策につながるのではないかと思う。きっかけは何か市ではつかんでいるのか。

(事務局)

- ・再喫煙の時期として、子どものことを考えて授乳している期間はたばこをやめている方が多いが、離乳食が始まって授乳が終わり、自己の問題になったタイミングで再喫煙するというケースが多いのではと考えている。
- ・きっかけについてだが、育児ストレスとかあると思うが、そこについて正しい数値を持っていないので、今後分析が必要である。

(中路会長)

- ・たばこをやめた方がいいという事は皆さんわかっていて、やめたいと思っているが、なかなか難しい。そういう方が青森は多い。弘前も。ほかにご意見は？

(瓜田委員)

- ・先ほど指針が認知されていないという話がでたが、認知も大事だが、受動喫煙を防止していくためには、指針をもう少し厳しくしていかなければならないのではないか。先日ボーリング場に行ったときに、高校生がたくさんいて、その隣にいた成人者がたばこを吸っていた。例えばこういう施設へ行政が赴いて指導するなどの取組を、もっと増やしていくことも必要ではないか。この委員に応募したのは、会議で話し合いを行うだけではなく、そういった取組も委員としてやっていくのかなと思って応募した。そういった取組により、もう少し目に見える形でよくなっていくのではないか。

(中路会長)

- ・指針を策定して、それを推奨していくことが大事。しかしそもそもあまり認知されていないというのが現実。これは中々難しいところではあるが、国の方での法改正もあり、受動喫煙防止対策については少し先に進むものと期待している。

(上谷委員)

- ・国の法改正の話がありましたが、我々の業界でも 20 歳未満の従業員への受動喫煙防止対策など今勉強中で、法施行に向けて足並みをそろえてやっていきたい。

(中路会長)

- ・ご存知のとおり、喫煙率そのものはどんどん減ってきてはいる。今は 3 割を切っていて、若い世代があまり吸っていないので、そのうち 1 割台になっていくのであろうが、できるだけ早くそうしたい。そのためにこうやって会議を開いているわけである。ほかにご意見は？

(前田委員)

- ・指針ができて広報に載せて、市民の方にわかるようにしているだろうが、実際はあまりわかっていないであろうというのが確かに実感としてある。取組の中で啓発用のポスター掲示やパンフレット配布をしているとのことだが、私自身、そういったものを見たことがない。もっと目立つところに目立つポスターを掲示していけば、もう少し市民に浸透していくのではないか。

(中路会長)

- ・さくらまつりのときに喫煙環境表示ポスターを配布したりしていて、そういう取組は良いなと思っているが、さくらまつり期間限定でもいいので、「弘前市は指針を作っています。」ということを強く PR するようなことをやればいいのか。個人が努力しても中々難しいところがあるので、やはりパブリックでの決まりがあるということが大事である。

### (3) その他：事務局説明

(中路会長)

- ・市の指針と改正法は、カバーしているところはほぼ同じで、齟齬は生じていないとの報告である。ただ改正法には罰則があるので、厳しいものになっている。取締りは保健所になるようだが、山中委員、保健所でやらなくてはいけないものなどについて少しご紹介いただきたい。

(山中委員)

- ・詳細はまだ国から示されていないので、罰則についての具体的な手続き等は現段階では決まっていない。

(中路会長)

- ・法施行はいつからか。

(山中委員)

- ・2段階に分かれており、第1種施設については2019年7月1日から原則敷地内禁煙、第2種施設については2020年4月1日から原則建物内禁煙としている。

(中路会長)

- ・まだ詳細が国から出ていないということでグレーなところもあるが、国がそういう風に決めたということで、かなり厳しく法律を変えてきたのではないかと思う。厳しくないという議論もあるが。これからは法改正対応に向け、皆で足並みを揃えてやっていかなくちゃいけないと思っている。ほかにご意見ないか。今委員、この一年間で何か変化があったことはないか。

(今委員)

- ・飲食店を見ても以前に比べて明らかに店舗内で吸っている人が減っている感じがする。

(福士委員)

- ・確かにたばこ吸っている人は大分減ったのかなという感覚はある。ホテルにおいて、禁煙室・喫煙室あるが、ここ数年、禁煙室の需要が多く、喫煙者でも禁煙室を選択し、たばこを吸う場合には喫煙所に行って吸うというお客様も増えている。たばこ臭い部屋を嫌がる人が多く、習慣的に部屋でたばこを吸うという人が減っていると思う。時代の変化が起きているのかなと感じている。

(中路会長)

- ・小山内委員のところはどうか。

(小山内委員)

- ・商工会議所の弘前の会員数は約2,500あるが、全会員に対して健康推進に取り組むよう依頼しており、この中では禁煙に取り組むことももちろん盛り込んでいる。今のところそれに取り組んでいる会員は1割に満たない200社程度であるが、でもそれ位の数の会員が禁煙などの健康推進に取り組んでいるところである。現状、広報も限界に来ていると思うので、これはお金がかかる提案になってしまうが、頻繁にメディア等を通じて流す必要があると感じている。
- ・また私は飲食店関係の一人であるが、禁煙と謳っていても吸う人はどうしても吸ってしまう。言葉が適切ではないかもしれないが、禁煙と謳っているところ

で吸わない人は、常識ある方で、そうでない方はご遠慮くださいと言っても我が道をいく。灰皿がなければ、自分の携帯灰皿を出して平気で吸ってしまう。それを注意すればものすごい勢いで怒る。店の雰囲気が悪くなってしまいうので、ついつい従業員としては当たらず触らずという対応をとってしまうというのが現状。そういった方々をどううまく説得するかが我々飲食店の課題。

(中路会長)

- ・その悩みはよくわかる。だから人を介してたばこの健康被害について伝えていくことも必要であるし、会社等での取組も必要。子どもにたばこの健康被害のことを教えればそのことを親に持っていく、30・40代の親には効くかもしれない。あとはもちろん広報も大事。要は色々なことをやっていかなければならないということ。今話にあった例については飲食業界の方は非常に頭を悩ますことかと思う。それでも今そういうケースが減ってきているということは、それなりに成果が見られているのではないかと思う。
- ・さて、7月1日から改正健康増進法施行となるが、最後に山中委員から何か情報提供ないか。

(山中委員)

- ・健康増進法の改正を受け、県ではがん対策推進条例というのがあるが、その一部を変更して望まない受動喫煙への配慮規定を追加した。近々公布・公表予定である。
- ・法改正に関する普及啓発については、JRや青い森鉄道にお願いしてラッピング列車を走らせる予定。またポスターなども使って継続して周知をしていきたいと思っている。また飲食店などの事業者に対しては、規模によって対応が違う場合もあるので、説明会や集中相談会などを6つの保健所圏域でやっていく予定。また事業所がお客様への対応に困らないように、周知をするための啓発媒体も事業所向けに検討中。
- ・取締り方法についてはまだ詳細が決まっていないが、飲食店などでお客様が言う事を聞いてくれないなどという場合には、保健所が現場に赴いて指導に入るとか命令するという手順を踏んでいくことになると思う。まだ細かいことをここでは説明できないが、色々なことを想像しながらやっていきたい。

(中路会長)

- ・大変でしょうけれども、よろしくお願ひしたい。来年度もう1回、協議会を予定しているので、県の動き等に我々として協力していけることはないか、そういったことを話し合っていきたいと思う。秋ごろに開催することになると思うが、そのころには法改正に関して明らかになっていることも多いかと思う。せっかくこうして集まっているのだから、皆さんで知恵を出し合っていきたい。ほかに取組状況の報告など何でも良い、何かないか。

(鳴海委員)

- ・医師会としては保健センターを敷地内禁煙としているが、先日医師会の総会があったときに今村医師会会長から、法改正により今年の7月1日から全ての医療機関が敷地内禁煙となるのでしっかり進めていくようにと話があった。我々も足元からしっかり進めて行かねばならない。

また根本的な対策は喫煙者を減らすという事にある。大人の方にも中々難しい部分もあり、子ども達への教育ということで医師会と教育委員会が協力して市内の全小学校の5・6年生を対象に、喫煙防止教育の実施を継続していく。また私は医師会の公害産業委員長であるので、事業所への啓発・指導も進めて行きたい。

以上のように、医師会としては学校・事業所に対して禁煙化を進めて行くこととしている。

- ・私個人の活動としては、毎年禁煙セミナーを開催している。禁煙外来も2002年からやっている。これまで合計で約780人が受診し、約550人が成功している。成功率は約7割。ただ残念なことに近年、受診される人が頭打ち状態。これは個人的な見解であるが、加熱式たばこが影響していると思っている。加熱式たばこへ移行した人は、禁煙したんだ、と思っている人が少なからずいるのではないか。これからも紙巻たばこから加熱式たばこへ移行する方はどんどん増えると思っている。しかし加熱式たばこも、紙巻たばこの7～8割のニコチンが含まれているようである。一方で受動喫煙の影響もまだはっきりとわかっていなく、わかるまで10年はかかると言われている。そのような中、弘前市の「指針」としては加熱式たばこをどういう風に考えていくのかというのを検討していきたい、今後の課題としていきたいと思っている。これはひとつの提案。

(中路会長)

- ・次の会ではその話もしたいと思う。ほかにないか。

(上谷委員)

- ・たばこを吸うことができる店舗は、20歳未満は働けないこととなるが、飲食ができる加熱式たばこ専用室も当然20歳未満の従業員は入ることができないので、現実学生などを雇っている飲食店は加熱式たばこも含めて完全に建物内を禁煙とする選択肢しかないと考えている。我々の業界も来年4月の法施行に向けて足並みを揃えて対応できるよう、定期的に勉強会なども行っていく。

(中路会長)

- ・色々に対応に覚悟がいると思うが、頑張ってください。国がそういう風に舵を切ったということで、皆さんよろしくお願ひしたい。

### 3 閉会